

令和8年8月号 長柄駐在だより



長柄駐在所
35-3106
石川 利哉

行楽シーズンにおける車上ねらいにご注意！

被害に遭うと、現金などの経済的な損失はもちろんのこと、運転免許証や保険証などに記載された個人情報などが犯人の手に渡り、二次犯罪に利用されるかもしれません。

特に行楽シーズンは、海水浴場やキャンプ場など行楽地での被害にご注意ください。

- 短時間でも車から離れるときは、必ず鍵をかけましょう。

被害車両の約5割が施錠をしていませんでした。

- 車内には、貴重品などを置かないようにしましょう。

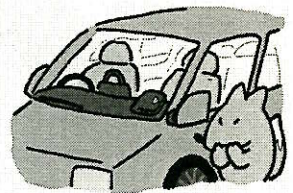
車外から目に付きやすい位置に置いてあると被害に遭う恐れがあります。

車内の目に付きやすい位置にバッグ等は置かないようにしましょう。

- 防犯機器を取り付けましょう。

窓ガラスの振動や不正なドアの開閉に反応して警報音を発する警報装置などを取り付けて、愛車を守りましょう。

- 防犯対策を実施している駐車場を選びましょう。



自転車愛錠ロック作戦！！

夏休みは、自転車を利用する機会が多くなります。

盗まれた自転車の約7割は無施錠です！

- いつでも・どこでもキーロック！

自転車を止めたら確実にキーロックをしましょう。

- 鍵を追加でツーロック！

備え付けの鍵のほかに、ワイヤー錠などを活用しましょう。

- 地球にロック！

駐輪場のラックや柵など、地面（地球）に固定されているものと自転車を錠でロックしましょう。

- 駐輪場でも防犯対策！

管理者がいる、防犯カメラがあるなど、防犯対策をしている駐輪場を選びましょう。

- 自宅敷地内でも保管対策！

カバーを掛ける、車庫や玄関に入れる。

長柄駐在所 事件発生状況

＜6月15日から7月15日＞

窃盗事件 3件
暴行 1件

自販機ねらいが3件発生しました。



千葉県警採用試験の案内について

千葉県警の採用試験の受付期間が7月3日から8月5日までとなっています。警察の仕事に興味がある方は是非受験を考えてみてはいかがでしょうか!!
申込書は、駐在所にもありますのでよろしくお願いします。



生活道路における自動車の法定速度が引下げられます

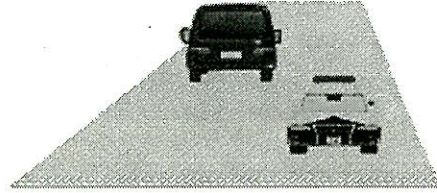
令和8年9月1日に改正道路交通法施行令が施行され、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※ ここでいう「生活道路」とは、「中央線や中央分離帯などがない道路」のことです。

■千葉県警HP

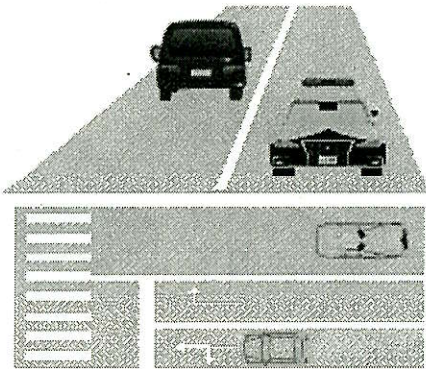
令和8年9月1日道路交通法施行令の一部改正について

http://www.police.pref.chiba.jp/kotsukiseika/sample_00065.html

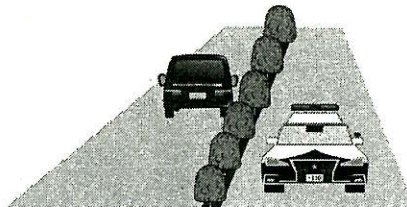


○ 次の道路における自動車の法定速度は、引き続き 60km/h です。

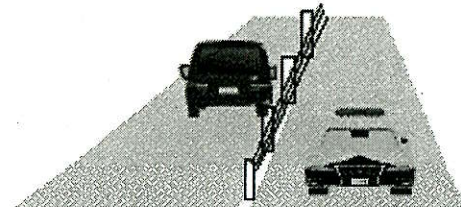
① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向に分離されている一般道路



植栽



ワイヤーロープ

③ 高速自動車国道のうち、本線車線並びにこれらに接する加速車線及び減速車線以外のもの
(例：料金所と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」等)

④ 自動車専用道路

○ これまでどおり、道路標識等による指定がある場合には、その速度に従ってください。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。反対に、中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなります。

